

奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十七号

奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年七月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「写し」の下に「及び前条第三項の規定により登録を受けようとする者にあつては、当該浄化槽管理士が第十一条第三項に規定する研修を受けていることを証する書面」を加える。

第十一条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 浄化槽保守点検業者は、その営業所に置かれる浄化槽管理士に、第三条第二項に規定する登録の有効期間ごとに一回以上、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修であつて知事が指定するものを受けさせなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第三条第一項又は第三項の登録を受けて浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者（以下「既登録業者」という。）については、この条例による改正後の奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「新条例」という。）第十一条第三項中「第三条第二項に規定する登録の有効期間ごと」とあるのは、「令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間及び同日後に開始する第三条第二項に規定する登録の有効期間ごと（令和二年四月一日以後最初の更新の登録までの間に研修を受けさせた場合にあつては、第三条第二項に規定する登録の有効期間ごと）」とする。

3 既登録業者が、令和七年三月三十一日以前に有効期間が満了となる登録の更新の登録を受けようとする場合において、その営業所に置かれる浄化槽管理士に新条例第十

一条第三項に規定する研修を受けさせていないときは、新条例第四条第二項第二号（当該浄化槽管理士が第十一条第三項に規定する研修を受けていることを証する書面に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。